ビジネスモデル 特許入門

弁理士という立場の視点からではどうしても出願中心になりがちで、もう一歩ビジネスモデル特許の本質に迫れないのではないかと心配です。そこで、今回と次回は対談を行うことにします。初回は「弁護士の眼から見たビジネスモデル特許」をテーマに、公私ともども非常にお世話になっている弁護士の宮下佳之先生の登場です。

弁理士 松倉秀実

第 4 回

【対談**①】弁護士から見たビジネスモデル特許**

ビジネスモデル特許が 生まれた背景

松倉:宮下先生には「仏壇サイト」(本誌7月号参照)の話にも登場していただきました。

宮下:知らないうちに私の名前が出ていた(笑)。あの「仏壇サイト」はなかなか傑作でしたね。

松倉: ちょっと権威を下げてしまいましたが、笑) あれは結構反響が大きかったです。 宮下:最近、「ビジネスモデル特許」という言葉だけがひとり歩きしているような感じが若干ありますね。

松倉:日本の特許庁は直接的に認めているわけではないのに、いかにもビジネスモデルそのものが特許になるかのように誤解されている。

宮下:「ビジネスモデル特許」という新しい特許の仕組みができたみたいに言う人

もいますよね。

松倉: 誤解を与えるような言い方をして、 新しく仕事を獲得しようとしている人たち もいるようです。 これは多少問題がありま すね。

宮下:産業界では何年も前から、コンピュータやネットワークシステム、あるいは 衛星を使ったビジネスの仕組みを検討していて、実際に出願してもいましたから。 松倉:私自身は、ビジネスモデルにも創作としての価値があり、その創作としての価値が経済的な財産権として位置付けられると思うのですが、特許権を取得するためには、どうしても技術を絡ませなければいけない。そういうジレンマに陥っているのかもしれません。ビジネスモデルそのものを見た場合、はたして特許による保護が本当に適当かどうか、判断が難しい部分があるように思います。

宮下: もともと特許制度は、「物を作って 売る」という単純なビジネスモデルの産業 があって、その中で、物を製造・利用する「技術」をどう保護するかという視点から成り立っています。つまり、産業の構造がしたいにサービス産業へシフトし、サービス・情報を提供する仕組みをどう保護するかが問題になってきたわけですね。1つの解決策として、ビジネスモデル特許のような仕組みが必要とされているのではないでしょうか。

『ハブ&スポーク特許』 事件が転機に

松倉:日本の特許制度は発明を公開する 代償として独占権を付与する。そして、 公開された発明を参考にして技術が累積 的に進歩するという考え方(公開代償説) が中心のような気がしています。これに対 して、ビジネスモデルってひらめきってい うか思いつきに依存する部分が大きいです よね。そうすると、現在の特許制度と馴

宮下佳之・松倉秀実

染まないじゃないかという批判もあるよう です。

宮下:物が中心の特許制度は、物を作って売るという単純なビジネスモデルの産業を保護し、ビジネスの手法と直接的に関連付けられていなかった。ビジネスモデルは、ビジネスの仕組み自体に何らかの権利を与えようという視点で議論され、よりビジネス自体に直結している点が大きく違いますね。

松倉:日本の場合、発明は「自然法則を 利用した技術的思想の創作」と定義して います(特許法第2条)。自然法則は一 部にでもあればい、 つまりハードウェア さえあればいいということで、自然法則利 用性に対する考え方はかなり緩和されて きました。しかし、技術思想の創作性に ついてはあまり議論されていないものの。 やはり純粋なビジネスモデルを保護するこ とは難しいんじゃないかと思っています。 宮下:日本の特許法上は、自然法則を利 用しているかどうかという要件が明記され ていますが、米国の特許法では、自然法 則の利用が必ずしも明確に規定されてい ない。アルゴリズムのような抽象的なアイ デア自体は保護しないとか、ビジネスの手 法自体は保護しないとか、例外のジャン ルを判例法上明確にして、その例外の範 囲はどの程度かということで判断している 状態でした。

それが、例の『ハブ&スポーク特許』 事件で、数学的アルゴリズムをコンピュータに適用して具体的な結果が生まれるのであれば、特許法の保護対象になり得ることが明言され、注目されたのです。この考え方は、1980年代前半ごろから米国の最高裁で主張されていましたが、この事件で再確認されました。もう1点、ビジネスを実現するためだからといって、法定の特許の対象から外れることはないという判断もこの事件によって示され、これも注目されました。考えてみれば当たり前の話ですけどね。

松倉: そうですね。1996年に審査基準が

改正されて、米国の特許審査では、特許 保護の対象(米国特許法第101条)については、有用性さえあればそれ以上のこと は見ないとはっきり言っていますから、『ハ ブ&スポーク特許』事件の判決はそれを 裁判所で追認した形だと思います。

宮下:そうですね。この事件の判決は、 今まで特許にあまり関心を持っていなかっ た業界の人たちにも、強い関心を抱かせ るきっかけになったと思います。

松倉: まさにそのとおりですね。

ビジネスモデル特許を めぐる訴訟の急増

松倉:こういった状況の中で、米国では 「あたりまえの技術がビジネスモデル特許 として成立してIT産業の発達が阻害され る」という批判が結構出ていますね。

宮下:物が中心の特許では、その物を製造するための技術をほかの人にも使ってもらって、標準的な技術として消費者の認知を得る。そういう意味で、オープンのインセンティブが働いていたと思います。しかし、ビジネスモデル自体が対象になる特許では、競争相手を排除して市場を独占する面が強い。排除の論理が先に来ているのではないかと思います。

松倉:確かに、ビジネスモデル特許は排除の論理だけがクローズアップされていますね。アマゾン・コムの『ワンクリック特許』のケースは、バーンズ&ノーブルというライバル会社が相手でしたから、ある程度認められてもしようがないかなと思いますが、これを拡大して適用することには問題があるでしょうね。

宮下:形ある物を発明して特許を取得し、 実際にその見返りが得られるようになるまでには、多額の設備投資費用と長い期間が必要です。ところが、ネットビジネスの場合は、アイデア、ひらめきだけでビジネスを生み出せる。しかし、それが何年にもわたって独占されてしまうと、マイナス面も多い気がしますね。



宮下佳之 (みやした・よしゆき) 弁護士/尚和法律事務所 1958年生まれ。国際取引や知的財産権にかかわる契約、 紛争処理などをおもに手がけている。著作権審議会専門 部会の委員を務め、知的財産権やサイバースペース上で のビジネスに関する論文が多い。



松倉秀実 (まつくら・ひでみ) 弁理士/秀和特許事務所パートナー 1955年生まれ。インターネット技術やソフトウェアの特 許・商標問題が主な仕事。著書に『日米欧国際特許明 細書の書き方』(イカロス出版刊)、『インターネット時 代の法律入門』(小社刊)がある。



松倉:確かにそのとおりです。私も、科 学者が何十年もかけて解析した結果やっ とできあがった発明と、私が一晩で思い ついた「仏壇サイト」のアイデアに同じ価 値があるとは思えません。

その経済的価値の差を、特許上どのよ うに調整するかが難しいとろこです。アマ ゾン・コムのジェフ・ベソス氏は「ビジネ スモデルは3~5年程度に権利期間を短く しろ」と発言しています。しかし、これは かえってビジネスモデル特許か普通の特許 かという争いを新たに生じさせるだけで実 現可能性は低いと見ています。ベソス氏 もこれは当然わかっているはずです。

私はむしろ、権利の幅そのものが制限 されるようにしておけばいいと思っていま す。安価なライセンス料を前提にした権 利として再構成したり、先行技術の存在 で権利の幅を縮小したりと.....。

宮下:1つの解決策として、米国ではビ ジネスモデルに関しては、先にその方法を 使っていれば特許侵害にならないというこ とで先使用権を認めました。また、差し 止めではなく、ライセンスを前提とした権 利の行使が制度的にも認められればいい かもしれないですね。

松倉:そう、米国も、ビジネスモデル特 許を認め過ぎたという反省がちょっとある ようで、事後的に先使用権を認めたり、 成立性(第101条)では争わないものの 新規性(第102条)や非自明性(第103 条)で権利範囲を狭めたりする方向に行 く気配があります。さらに、新規性や非 自明性を判断する際のデータベースを充実 させて、審査の段階で安易な特許の成立 を抑制しようとする動きもあります。

宮下:実際のビジネスでも、極端な形の 権利行使はそれほどなかったですね。なん だかんだありましたが、ユニシスのLZW圧 縮技術も、一定期間以降の使用に関して のみライセンスを規定するとか、ライセン ス料も比較的標準的な契約条件にすると かしましたからね。

特許を見る目を 養う

松倉:権利者側が常識的であればいの ですが。鬼の首でもとったような特許の使 い方をする人が出てくると、価値の差別 化の理論はなかなか成り立たないですね。

宮下:特許権を拡張解釈して、その拡張 した範囲に入るビジネスをすべて「侵害 だ!」と言う人たちがいますね。あれは何 とかしないといけませんね。

松倉:それは不正競争防止法とか、営業 妨害とかにかかってくるのではないですか。 宮下:あり得るでしょうね。知的財産権 の権利行使と独占禁止法は以前から問題 にされています。 現に、 プラットフォーム に関係する特許主張に対して、独占禁止 法違反を主張するというようなやり方は、

米国では常套手段です。不当な特許権の 行使を、いわゆる「ミスユース」として、 認めないという考え方も米国では定着し ています。特許は特許で制度的に今の仕 組みを維持しつつ、独占禁止法的な観点 から不合理な行使を抑制するというやり 方はあるかもしれません。

松倉:権利者としても、権利を行使され る側としても、特許そのものを正確に評 価する目を持たなければいけないですね。 宮下:特に最近は、ビジネスモデル特許 を出願して、そのビジネスにおいてある程 度の優位性を確保したうえで、上場して 投資家を集めるという事業方法が増えて いますから、投資家も特許を見る目を養 わないといけないでしょうね。

松倉:ベンチャー企業を立ち上げる際の 特許の重要性という意味では、投資家の 厳しい選択眼以外にどんな点が大事でし ょうか。

宮下:ベンチャー企業は、斬新なアイデ アをベースにしたビジネスを投資家や出資 者に提案し、資金を集めて事業化するし かありません。せっかく生み出した独創的 なアイデアに、資金力に物を言わせた大 資本の企業をフリーライドさせてはいけな い。その意味で、特許法上の保護は、発 明のインセンティブを与えるためにも重要 だと思います。

松倉:ベンチャー企業としては、職場発 明規定など発明者にインセンティブを与え

宮下佳之・松倉秀実

る仕組み、特許専門の組織の設置といったことが重要になるでしょうね。

宮下:十分に調査する前に事業だけが先 行してしまうケースもあるので、自分の事 業の持つリスク、および他社の特許を侵害 するリスクをしっかり分析したうえで、事 業化を進めていく必要があると思います。

特許権侵害の警告を受けてしまったら......

松倉:特許侵害の警告を受けた場合、どうすればいでしょうか。

宮下:最近の傾向として、侵害の警告は 2通りあります。まず、極端なケースです が、出願しただけで特許を取得していな いのに、特許が成立したら抵触するかも しれないと、言いがかり的なクレームを付 けられる場合です。権利として成立する かどうかもわからない段階で、言いがかり 的な主張をするのは、一種の営業妨害に 当たるので、やめるように要請する場合も あります。

また、成立している特許権の侵害に当たると言われたときは、まず相手方が何を根拠に侵害に当たると考えているのか、その主張を正確に把握することが重要です。そのうえで技術的な議論を進めていくことになります。特許侵害の主張を免れるのが非常に困難な場合は、その事業からの撤退、もしくはライセンス取得の方向で交渉するという手続きが考えられます。議論の余地がある場合は、特許の無効審判を申し立て、その特許自体を無効にするという対応もあります。

松倉:警告状が来てしまったときは、す ぐに先方と直接会うほうがいのか、それ ともまず書面でやり取りしたほうがいの でしょうか。

宮下: 侵害の可能性の程度にもよりますが、警告を受けてすぐに会ってしまうと、 どの点が争点なのかが証拠として残らない まま交渉が先行してしまう。 交渉が進ん でいることが業界内に伝わると、「特許侵 害のおそれがあるから交渉している」と勘 ぐられたりしますから、いったいどの点が 問題なのか、まず第一に書面で向こう側 の主張を明確にさせましょう。先方が書 面で十分に回答できなければ、それだけで こちらは非常に有利な立場になります。

松倉: 侵害の警告が来たときは、相手の特許をちゃんと調べ、当方の技術が本当にそれに抵触するかどうかを検証する。次に、相手の特許は本当に有効なのか、無効原因はないのかどうかを調べ、ある程度めどがついたうえで交渉のテーブルに着くことが必要になるわけですね。

宮下:そうです。一応、きちんと理論武装したうえで、必要があれば実際に交渉する。事業からの撤退、あるいは他の方法を使って特許侵害の問題を回避できるのであれば、交渉の必要はないわけです。松倉:理論的にはあり得るわけですが、撤退した場合にも、過去の侵害行為に対して損害賠償を請求される可能性は実際のところどうなのでしょうか?

宮下: それはあります。が、提訴の可能 性はどのくらいの確率か、提訴された場 合、最終的に敗訴の確率はどのくらいあ るかにもよるので、微妙な問題です。

松倉:案件にもよると思いますが、侵害 の警告に対し、むしろ白日のもとにさらし て裁判するほうがいいのか、交渉段階で 何とかライセンスあるいは和解の形に持っ ていくほうがいのか、弁護士としてはど ちらがい解決方法とお考えでしょうか。 宮下: 安易な和解は適当ではありません。 それによって「あの企業はそういう主張を すれば譲歩する」という情報がどうしても 流れますから。反論すべきときは自信を持 って反論しないといけない。しかし、早め に解決して無駄な紛争を避けるほうがビ ジネス判断としては妥当な場合もあります し、なかなか難しいところです。 いずれに しろ、今後この分野の紛争は確実に増え ていくでしょうね。

松倉:私たち弁理士と弁護士のチームワークが必要な場面が増えて、ますます眠れない旧々が続くことになるわけですね(笑)

記事に関するご意見やお問い合わせは、 下記アドレスまでお寄せください。

im-tokkyo@impress.co.jp

誌面にてお答えすることはありますが、個別に メールでの回答はできませんのでご了承下さい。

ビジネスモデル 特許入門







「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

この PDF ファイルは、株式会社インプレス R&D (株式会社インプレスから分割)が 1994 年~2006 年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面を PDF 化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

http://i.impressRD.jp/bn

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- ■このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の 非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先 株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部 im-info@impress.co.jp